

ビタミンM No.139

～ 1枚5分で1ヶ月の経営に効く ～ (2023年10月号)

<今月のトピックス>

- ・2024年10月からの社会保険適用拡大に向けて
- ・派遣社員の労災、派遣元と派遣先どちらが対応？

2024年10月からの社会保険適用拡大に向けて

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

段階的に拡大される社会保険の適用範囲ですが、いよいよ2024年10月からは従業員数50人超の企業についても適用となり短時間労働者が社会保険加入の対象となる可能性があります。今回は対象事業所と対象者について解説します。

対象となる事業所

- 使用する被保険者総数が**常時50人を超える企業**

人数の判定方法

事業所	判定方法
法人	法人番号が同一の 全事業所 の、現在の厚生年金保険の被保険者の総数で判定
個人事業所	個々の 適用事業所 の、現在の厚生年金保険の被保険者の総数で判定

※適用拡大で新たに対象となる短時間労働者や70歳以上(健康保険のみ加入)は含めず

新たな加入対象者

	以下の全ての要件を満たす方が対象	補足説明
<input type="checkbox"/>	週の所定労働時間が20時間以上	契約上の所定労働時間のこと(臨時に生じた残業時間は含まない)
<input type="checkbox"/>	基本給及び諸手当合計が月8.8万円以上	残業代・賞与・臨時的賃金・最低賃金に算入しない賃金※等は含まない ※最低賃金に算入しない賃金:精皆勤手当、通勤手当、家族手当等
<input type="checkbox"/>	2ヶ月を超える雇用の見込みがある	
<input type="checkbox"/>	学生ではない	休学中や夜間学生は対象

- ◆ 70歳以上で厚生年金に加入していない従業員も加入要件をみれば、対象となります。
- ◆ パートを掛け持ちしている従業員は、両方で加入要件を満たしてしまう可能性があります。その際は「二以上事業所勤務届」を提出し、保険料は両事業所で按分して支払、保険証は主(選択事業所)のものを使用することになります。

派遣社員の労災、派遣元と派遣先どちらが対応？

来月から派遣社員を採用予定です。
もし労災が発生したら派遣会社と当社のどちらが対応するのでしょうか。



①

労災により死亡または休業した時は、**派遣元と派遣先**がそれぞれ「労働者死傷病報告書」を作成し、所轄の労働基準監督署へ提出する必要があります。

ただ、労働者派遣法においては**派遣元**事業主に災害補償責任を負わせることとされているため、労災により休業した場合の休業補償(待機3日間分)は、**派遣元**が支払います。

また、**派遣先**の都合による休業でも、使用者は**派遣元**の為、**派遣元**が平均賃金の6割以上を休業手当として支払います。

ただし、**派遣元と派遣先**の派遣契約の内容により、**派遣先**から**派遣元**へ支払が生じる場合があります。



②

なるほど。派遣社員は、あくまでも派遣会社の社員という扱いなんですね。
では、有給休暇はこちらから付与する必要はないのですか。



③

はい、年次有給休暇も**派遣元**が付与します。
派遣社員の有給取得希望日が**派遣元**の事業の正当な運営の妨げる場合は、他の時季に変更することはできませんが、**派遣先**の事情は、直ちには**派遣元**が時季変更権を行使する理由にはなりません。

繁忙期で人手が足りず、できれば有給取得してほしいような場合、**派遣元**が代替労働者を派遣するなど、**派遣先**の事情により派遣社員の有給取得が抑制されることのないようにする必要があります。



④

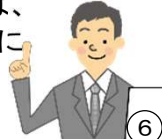
もし諸事情により派遣契約を途中で解除したい場合は、簡単に解除できるものなのでしょうか。



⑤

派遣先が講ずべき措置に関する指針において、休業手当の支払等、労働者派遣契約の解除に伴い生じた**派遣元**の損害の賠償を**派遣先**が行わなければならない旨が定められています。

不安があるのであれば、最初は契約期間を短めに設定しておくなど、様子を見ろといいいでしょう。



⑥

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時での内容を官公庁等にご確認ください。

「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「kor@nkgr.co.jp」に「**事業所名・お名前・メール配信希望**」をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)
〒561-0872
大阪府豊中市寺内2-4-1緑地駅ビル4階
発行責任者:社会保険労務士 岩田 健
執筆担当者:岩城 恵美

TEL:06-6868-1193
FAX:06-6862-4662
Mail: kor@nkgr.co.jp



←Q&A事例集はこちら

作成日:2023.09.19

NK-GROUP
イラスト協力:WANPUG